



審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○審議

会長 それでは次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より議題1につきまして報告をお願いします。

事務局 議題1 差別事象について下記のとおり報告

・本年5月、6月にインターネット上のウェブサイトにおいて、本市に関する差別事象が2件発生した。

1件目については、「全国部落調査・復刻版」「部落解放同盟人物一覧」の情報の摘示が行われているものである。本市の特定地域が同和地区であるという情報も含まれており、早急に法務局に対して削除要請を行うとともに、関係団体である部落解放同盟向野支部との意見交換会をふまえ、本市人権行政推進本部会議を開催し、議員や職員に対する周知徹底を行った。

2件目については、SNS上において本市の特定地域が部落であり、探訪したことを暴露するものや、写真の掲載が行われているものである。この事象に対しても、1件目の事象と同様の対応を行ったものである。

会長 向野支部とはどのような意見交換会を行ったのでしょうか。

事務局 これまでも部落差別事象に関する対策について御意見をいただいております。インターネット上での部落差別についても情報共有を行っております。残念ながら情報の削除は行われておりませんが、このような差別事象に対して適切に対応するための教育や啓発の重要性について意見交換を行いました。また市民の代表である議員各位に対しても、啓発を行う重要性について御意見をいただきました。

委員 インターネット上の差別情報の削除にむけて、関係団体と連携した行政の取り組みとして、モニタリング事業の重要性について再認識しました。一方で差別情報の削除がされないという問題があることから、国に対して削除に関する制度化について要請を行う必要があります。

事務局 これまでも大阪府市長会を通じて、インターネット上の差別行為の防止をはじめ様々な人権施策に関する要望を行っておりますが、表現の自由や権利の観点から対策が進んでいないのが現状です。本市としても削除に向けた何らかの制度化は必要であると認識しており、今後も差別事象の実態を把握し、国に対して要請してまい

ります。また、差別情報に対する正しい認識を深めるため啓発についても、関係団体と連携して推進してまいります。

副会長 差別情報が削除されていない現状がありますが、削除に向けた取り組み自体が啓発となります。引き続き取り組んでいただきたいと思います。

委員 SNS等で差別行為を行う個人に対しては、直接に削除要請等を行う方法があるのではないのでしょうか。

事務局 SNSや動画サイトの管理者に対して、各サイトのポリシーに違反する事象について報告を行っております。また個人に対して直接的に削除要請することは、差別行為を助長することがないように、事象に応じて慎重に対応する必要があります。今後、本事象につきまして進展等がありましたら報告してまいります。

会長 他にご意見がないようでしたら、議題2に移ります。事務局よりお願いします。

事務局 議題2 2021年度人権施策①～⑦について資料に基づき報告

① 人権教育について

委員 人権教育の取組においても、新型コロナウイルス感染症による制限があるでしょうが、引き続き充実を図っていただきたいと思います。

② 人権啓発について

委員 啓発イベントに参加された方々にアンケート調査を実施していれば、分析結果について教えてください。

事務局 講座やイベント参加者にはアンケート調査を行っていますが、女性で高齢の方の参加が多いという傾向があります。基本的には自由参加形式なのですが、男性や若年層の方に多く参加していただくことが今後の課題であると考えております。ただし、人権にあまり関心を持っていない方々に参加してもらえるような講座やイベントの企画については苦慮しております。

委員 市内の大学等と連携し、イベントの企画に参加してもらうことも一策です。

委員 こどもに関係する団体等と協働していくことも検討されてはいかがでしょうか。

事務局 今後も様々な方策について検討してまいります。

③ 相談体制について

委員 関係機関等へ繋いでいく相談事案はありましたか。

事務局 DV相談において、警察、女性相談センター等の関係機関と連携し、対応した事案

がございました。具体的にはDV加害者からの一時避難に関するものや、被害者の住民票等の交付、閲覧制限措置に関するものがございました。

委員 多岐にわたる人権相談に対応するには、様々な相談窓口が連携する必要があります。引き続き、相談対応をお願いします。

委員 コロナ禍における人権問題については、差別や偏見だけに限らず、経済的な困窮による貧困問題が顕在化しています。新型コロナウイルス感染症に関連する相談内容を取りまとめた資料は、今後の人権施策に有効となるものです。

#### ④ 情報の収集・提供について

委員 人権の学習に役立つ図書等については情報提供しますので、収集の検討をしてくださればと思います。

副会長 啓発教材のリストや貸出について、市内事業所等へ情報提供は行っていますか。

事務局 現在、定期的にホームページにおいて情報更新を行っていますが、個別の周知は行っておりません。今後取り組んでまいります。

#### ⑤ 協働の取り組みについて

#### ⑥ 調査・研究について

##### 【人権意識調査に関する補足説明】

人権意識調査を行う重要性は認識しているものの、財政措置を伴うものであることから、実施時期等は未定である。ただし、設問等の様式設定については、今後の審議会に諮りながら丁寧に行ってまいりたい。

委員 財政的な理由などから、行政職員だけで人権意識調査の設計から分析まですべてを行っているため、不正確であるなどの問題が生じているとの専門家の指摘もあります。これらをふまえて、制度設計の時点から、調査や統計の専門家に参画してもらうことを要望します。

事務局 本日ご欠席の委員からも設問に対するご意見をいただいております、今後も人権の観点から様々なご意見をいただける方策を検討してまいります。

##### 【戸籍等不正請求事案に関する補足説明】

以前の審議会において、本市にも1件の請求があった報告を行ったところであるが、現時点において本請求が不正であることは確認されていない。今後も警察当局等と情報交換を行い、不正が確認された場合の被取得者に対する告知等を対策会議で検

討するとともに、本人通知制度に関する啓発の充実に努めてまいりたい。なお、大阪府内市町村において296件の請求があり、そのうち1件が不正であると確認されたものである。

委員 本人通知制度の登録者数は何人ですか。

事務局 本市人口の約1.2%にあたる768人（R4.8月末現在）となります。今後も本事案について進展等がありましたら報告してまいります。

⑦ 様々な人権問題と主な取り組みについて

- ・性的マイノリティの人権問題
- ・インターネット上での人権問題

【インターネット上での人権問題に関する補足説明】

モニタリングを行っている対象メディア（掲示板サイト）においては差別的な情報や書き込みは減ってきているが、差別事象の実態把握のため継続して取り組んでまいりたい。

委員 インターネット上の差別情報の削除に関しては、行政の取組だけでは限界があり、プロバイダーをはじめとした民間企業に対しても、ビジネスにおける人権尊重の観点から、責任について訴えていく必要性を感じています。

事務局 今後、国に対して要請してまいりたいと考えております。

- ・感染症患者の人権問題
- ・拉致問題

【拉致問題に関する補足説明】

今後はヘイトスピーチ解消に向けた啓発とともに実施してまいりたい。

- ・平和問題

委員 インターネットモニタリング事業については、引き続き取り組んでください。

委員 部落地区に関する情報の摘示が突出して多いという実態があります。部落差別の解消に向けた更なる取組が重要です。

会長 他にご意見がなければ本日の審議会の審議は終了といたします。

事務局 本日はありがとうございました。

以 上